

令和 4 年度以降の高等学校入学者選抜等における更なる配慮等について
新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、令和 4 年度以降高等学校入学者選抜等配慮事項通知に加え、本通知の配慮事項等を踏まえ、令和 4 年度以降の高等学校入学者選抜等の円滑な実施に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

3 文科初第 1025 号
令和 3 年 9 月 10 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各國公立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛

文部科学省総合教育政策局長
義 本 博 司

現下の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和 4 年度
以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）

令和 4 年度以降の高等学校入学者選抜等（小学校や中学校、特別支援学校、専修学校高等課程等の入学者選抜を含む。以下同じ。）における新型コロナウイルス感染症の影響により必要となる配慮等については「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和 4 年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について」（令和 3 年 6 月 4 日付け 3 文科初第 407 号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知。以下「令和 4 年度以降高等学校入学者選抜等配慮事項通知」という。）等でお示ししたところです。

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わり等が進む中で、全国的に新規感染者が依然として高い水準にあり、児童生徒等への感染も懸念されます。このような今般の状況を踏まえ、令和 4 年度以降高等学校入学者選抜等配慮事項通

知に加えて、入学者選抜の実施に当たって各教育委員会等（以下「実施者」という。）に御配慮いただきたい事項を取りまとめましたので、各実施者におかれでは、入学志願者一人ひとりが安心して受検に臨めるよう、下記についても十分に御配意の上、令和4年度以降の高等学校入学者選抜等を実施していただきますようお願ひいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区画整理事業法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局におかれでは、その所管の専修学校高等課程に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1 高等学校入学者選抜等の調査書において出席等に係る日数（「出席日数」「出席停止・忌引き等の日数」「出席しなければならない日数」など）の記入欄を設けている場合には、臨時休業や分散登校、出席停止等に伴う当該欄への記載内容により、特定の入学志願者が不利益を被ることがないようにすること。なお、大学入学者選抜における各大学の調査書の取扱いについては、「令和4年度大学入学者選抜実施要項について」（令和3年6月4日付け3文科高第284号文部科学省高等教育局長通知）において既に通知したように、「各大学は、新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする」とされており、「出席日数」や「出席停止・忌引き等の日数」の記載内容によって、特定の志願者が不利益には取り扱われないこととされていること。

なお、公立高等学校入学者選抜の調査書の記載事項については「高等学校入学者選抜について」（平成5年2月22日付け文初高第243号文部事務次官通知）において、「高等学校入学者選抜の資料として、真に必要な事項に精選すること。」としているところであり、今後の調査書の検討に当たっては、入学者選抜の実施に真に必要な事項に見直しを図ること。また、私立高等学校における入学者選抜については、各私立学校及び私学団体の自主的改善努力を促しつつ、公立高等学校に係る上記記載の趣旨に即し、一層の改善を図ること。

2 高等学校入学者選抜等の実施に当たって、PCR検査結果等の陰性証明や新型コロナワクチンの接種を受検要件にしないこと。

また、入学志願者がＰＣＲ検査結果等の陰性証明を提出しなかったり、新型コロナワクチンを接種していなかったりしたとしても、当該事由をもってこれらの者が不利益を被ることがないようにすること。

<添付資料>

(別添) 令和4年度以降の高校入試等の実施について（概要）

【本件連絡先】

(本通知全般に関する問合せ)

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3291)

e-mail : jidous@mext.go.jp

(中等教育学校に関する問合せ)

初等中等教育局参事官（高等学校担当）

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2349)

e-mail : koukou@mext.go.jp

(特別支援学校に関する問合せ)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3193)

e-mail : tokubetu@mext.go.jp

(高等専修学校に関する問合せ)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育

振興室

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2915)

e-mail : syosensy@mext.go.jp

令和4年度以降の高校入試等の実施について

別添

実施者である都道府県教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、昨年度と同様の配慮等について、令和3年6月4日及び9月10日に通知した主な内容は以下の通り。

(6月4日通知の内容)

- スポーツ・文化関係の行事・大会の実績や、資格・検定試験等の成績を評価する際、これらの行事等が中止・延期となってしまった場合は、参加出来た他の行事等の実績・成績等を評価すること。
- 調査書において、学習評価の内容、諸活動の記録や指導上参考となる諸事項の記載が少ないとても、不利益を被らないようにすること。
- 「3つの密」の回避などをはじめとした基本的な感染症対策のほか、地域の感染状況や最新の政府の方針等を踏まえながら、それぞれの地域や試験会場、試験方法に見合った感染症対策を徹底すること。
- 追検査等の機会を設け、受検機会を確保すること。
- 無症状の濃厚接触者について、一定の要件を満たした上で、試験会場で必要な感染症対策を講じれば、受検を認めること。
- 地域の感染状況が著しく深刻であるような場合を除き、各実施者において定める入学者選抜実施要項の公表後は、受検生に不利益を与えるおそれのある変更は行わないこと。（感染拡大防止の観点から、試験開始時間や実技検査の方法、試験会場等の変更など、受検生に不利益を与えるおそれがない変更を行うことは可能）

(9月10日通知の内容)

- 臨時休業や分散登校、出席停止等に伴う、調査書の「出席日数」「出席停止・忌引き等の日数」「出席しなければならない日数」などの記入欄への記載内容により、特定の入学志願者が不利益を被ることがないようにすること。
- P C R検査結果等の陰性証明や新型コロナワクチンの接種を受検要件にしないこと。また、陰性証明やワクチン接種を行わなかった者が不利益を被ることがないようにすること。

※昨年度入試で依頼した出題範囲や内容、出題方法についての工夫は、地域における中学校等の学習状況に支障が生じていなければ不要。
※小学校や中学校、特別支援学校等の入試についても、同様の配慮を依頼。